

令和8年度文化芸術振興費補助金

「劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業」Q&A

更新日

R8.2.20

活動要件			
No	質問	回答	備考
1	劇場・音楽堂等同士が覚書等を締結する計画は対象外ですか。	劇場しか関わらない活動を覚書等で締結する場合は対象外となりますので、芸術団体による公演、諸活動を劇場等で実施する計画にしてください。	
2	令和8年度に公演を計画できません。	令和8年度から令和10年度の間で、公演や諸活動を実施し、地域に根付く活動が申請できますので、令和8年度中に必ず公演を実施いただく必要はありません。	
3	地域の芸術団体が、都内で実施する公演等は対象になりますか。	本事業は、東京都以外の46道府県に所在する劇場・音楽堂等での公演と当該地域周辺で行われる諸活動が対象となるため、都内での活動は対象外です。	
4	無料の公演でも申請の対象になりますか。	活動の一部が無料の公演（子供向け公演、バリアフリー公演等）であることで対象外になることはありませんが、本事業が収支差額の助成であること、助成終了後も当該地域に根付くことが期待できる活動を対象としておりますので、無料とする目的や必要性、得られる効果などを要望書に記載してください。	
5	「地域」の範囲は市町村なのか、都道府県なのか、ブロックなのか決まっていますか。	提携の相手方と実施する基盤形成の計画に応じて、適切に設定ください。	
6	複数地域で申請する場合、距離的に離れた場所でも良いか。	問題ありません。	※R8.1.28更新
7	域内の複数劇場で公演する活動は対象になりますか。（1年目はA劇場、2年目はB劇場など）	可能です。複数劇場での公演を行うことで、どのように基盤形成を行うのかを要望書に記載ください。 また、要望書様式「B-1」及び「B-2」のシートを公演を実施する劇場・音楽堂等分追加し、各劇場・音楽堂等の概要等を作成してください。	
8	複数の芸術団体が劇場・音楽堂等と覚書等を締結する活動（令和8年度は演劇団体、令和9年度はオーケストラ団体など）は対象になりますか。	対象となりますので、どのような基盤形成を行うのかを要望書に記載ください。 また、要望書様式「A-1」及び「A-2」のシートを公演、諸活動を実施する芸術団体分追加し、各芸術団体の概要等を作成してください。	※R8.1.28更新
9	劇場が複数団体と提携して申請することは可能なのか。	基盤形成の計画に応じて可能です。	※R8.1.28更新
10	ひとつの劇場・音楽堂等が申請主体となり複数の事業を申請することは可能でしょうか。	可能です。	※R8.2.20更新
11	北海道で計画する場合、例えば、北海道の道央に所在する芸術団体が、北海道を4つの地域に分割して道南や道北での公演を行うことは可能か。 また、隣接する地域には、北海道と青森など、海を隔てた地域も該当するのか。	北海道においては道南、道央、道北、道東の4地方に分けても構いません。また、海を隔てた地域も隣接地域となります。	※R8.2.20更新
12	葬儀会社への支援事業をしている会社ですが、昨今の葬儀規模の縮小の影響・また業界の寡占化により地方の地域に根ざした葬儀社の大ホールは不良債権化しています。 大ホールが離れになっている葬儀会社の場合、こういった支援事業を受けられる可能性はありますか。	募集案内の応募要件（P6, 7）に該当する団体であれば申請することができます。	※R8.2.20更新

13	劇場・音楽堂等が音楽事務所と共催し申請することは可能か。 また、毎年同じアーティストでなくてもよいか。 公演の総経費よりチケット収入が上回った場合は、補助金はどうなるのか。	連携する音楽事務所が、募集案内の応募要件（P6）を全て満たしていれば申請できます。 なお、本事業は収支差額の助成ですので、収入が総支出を上回った場合は、助成金をお支払いすることはできません。 募集案内（P11）をご確認ください。	※R8.2.20更新
14	募集要項2. 活動要件には「また、活動は当該劇場・音楽堂等の所在する地域において行うものとし、複数の地域での公演や諸活動を申請することもできます。」とあります。 また3. 本活動で締結する覚書等の要件には「遅くとも令和10年1月までに締結すること。」とあります。 またQ&Aでは「Q「地域」の範囲は市町村なのか、都道府県なのか、ブロックなのか決まりがありますか。A提携の相手方と実施する基盤形成の計画に応じて、適切に設定ください。」とあります。これらを総合すると、例えば芸術団体が申請をする場合、基盤形成をする地域を広く九州ブロックと位置づけ、令和8年度は覚書の締結を九州ブロック内のA県、B県とおこない、そこで活動を展開し、以降令和9年度、10年度に新たにC県、D県、E県と覚書の締結先を増やし、徐々に設定した地域のなかで活動範囲を増やしていく（令和9年度、10年度に向けた新たな締結先は令和8年度申請時点では未定であり、令和8年度以降に締結先を増やす）というような計画は申請可能なのか。	要望書に記載のない団体との事業は認められません。	※R8.2.20更新
15	伝統芸能の公演を企画しており、R5～7年度の間で、舞台芸術等総合支援事業の採択実績がある創造団体・統括団体と提携して、R9およびR10年度に公演を実施で検討している。 1公演につき2つの団体の芸能を特集予定ですが、たとえば、1つの公演で3つ取り上げたい場合、3つ目の芸能団体は採択実績がない場合は、公演自体が対象外となるのか。	覚書等を締結する劇場・音楽堂等において公演を行う場合は対象となりませんが、計画のなかで協力する他の施設での公演や諸活動を連携して実施することはできます。 その場合は、連携することで期待できる効果や目的等を明確に要望書へ記載してください。	※R8.2.20更新
16	募集案内の「4. 活動種類（2）地域に文化芸術を根付かせる諸活動」（P8）の「根付かせる活動」について「根付かせる」とは、今まで地域で活動（団体）がない分野を示しており、新たな団体を設立し、3年後以降も活動を継続するということか。	これまで当該地域で根付いてきた分野でも構いません。 また、本事業のためだけに新たな団体を設立いただく必要はありません。	※R8.2.20更新
17	地域滞在制作も対象になるか。	諸活動の対象となりますので、期待できる効果や目的等を要望書に具体的に記載してください。	※R8.2.20更新
18	P10対象地域「実現芸術の創造団体及び統括団体がその所在する道府県において実施する活動は助成の対象とならない」とあるが、創造団体及び統括団体が、これまでになかった新たな取り組みで所在する道府県において実施する活動も助成対象外か。	対象外です。	※R8.2.20更新
19	域内での実施は、寺社仏閣や城、文化財等でも可能か。 可能な場合、様式Bはどのように記載すればよいか。	寺社仏閣、城、文化財等が募集案内（P7）に定める劇場・音楽堂等の要件を満たしている場合は、覚書等の提携先として要望書（B-1、B-2）を作成してください。 なお、計画のなかの一部で寺社仏閣等と連携して活動を実施することは問題ありません。	※R8.2.20更新
20	実施予定地域が海外の姉妹都市と提携している場合、海外でのワークショップ等も対象となるか。	計画いただき要望書に記載いただくことはできますが、助成対象とはなりません。	※R8.2.20更新
21	地域イベントへの参加は可能か。	可能です。参加することで得られる効果等を要望書へ記載してください。	※R8.2.20更新
22	公演や諸活動の内容の充実のため、覚書等を締結する団体以外の芸術家や実演団体等をゲストとすることは可能か。またその場合の出演料等は助成対象経費に含めることはできるか。	可能です。	※R8.2.20更新
23	既に提携先の劇場・音楽堂の主催での公演が決まっている場合、その公演はどのような扱いになるか。具体的には活動計画の一部とすることができるか。	当該地域に根付くための活動の一環であれば含めることができます。 要望書に既に決定している公演との関係性や得られる効果を記載してください。	※R8.2.20更新

24	同一県による、劇場と芸術団体の実施が可能か。	芸術団体については、所在する道府県において実施する活動は対象となりません。	※R8.2.20更新
25	インリーチで、児童・生徒を招待して劇場・音楽堂等で公演を実施する場合のバス借上代は対象経費か。	収支予算書に計上できない経費です。	※R8.2.20更新
26	複数の団体と連携を検討しているが、ある年は一部の団体の公演を行わず、例えばクリニックやワークショップだけを行う年があっても良いのか。	構いません。	※R8.2.20更新
27	基盤形成地域について、申請者（劇場）の所在地（市町）ではなく、県全域とすることは可能か（県立施設として、県全域での公演やアウトリーチを予定）。	可能です。	※R8.2.20更新
28	基盤形成地域を、地域（県）と考えた場合、同県内で3年間実施であれば、必ずしも同劇場において継続して事業を実施しなくてもよいということか。	問題ありません。	※R8.2.20更新
29	複合エンタメ舞台フェスを主催しており、今後地方展開を考えているが対象になるか。	応募要件を満たす必要がありますので、募集案内のP6～10をご確認ください。	※R8.2.20更新
30	活動計画期間が令和8年5月1日～令和11年3月31日とし、3年間の計画として申請することだが、初年度にあたる令和8年度には活動の計画がない場合でも申請できるか。 （初年度の要望額が0の企画を申請に加えることは可能か） また、初年度に実演団体Aとの連携企画で採択された場合、初年度には申請していない実演団体Bとの新規事業を2年目の申請に追加することは可能か。	令和8年5月1日～令和11年3月31日の間で、当該地域において公演や地域に根付くための諸活動を計画してください。 なお、要望書に記載のない団体との事業は認められません。	※R8.2.20更新
31	民間企業からの協賛金をいただいている公演が対象となるか。	対象となります。	※R8.2.20更新
32	創造団体として1計画を申請者として応募、劇場音楽堂Aの申請に参画、まったく別の劇場音楽堂Bの申請に参画、という形で複数の計画に参加するという形は問題ないか。	問題ありません。	※R8.2.20更新
33	複数地域での申請は可能とのことですが、地域数の上限はあるか。	ありません。	※R8.2.20更新
34	複数地域で応募した際に、地域のバランスを考慮した結果、一部の地域のみ採択されるという可能性はあるか。	申請状況により地域のバランスを考慮する場合があります。	※R8.2.20更新

申請条件			
No	質問	回答	備考
1	振興会の他の助成事業へ重複申請できますか。	募集案内（P23）のとおり、今年度に限り、同一の期間、会場、内容等で実施される活動について、当振興会が行う他の事業へ重複して応募することはできませんが、重複して採択することはありません。	
2	上限額は1団体あたりで設定されているが、同じ団体が別団体の申請にも関わっていることは問題ないか。	問題ありません。	※R8.1.28更新
3	覚書の文言にはどの程度具体的に書かれているべきか。また中長期とはどの程度のことか。	書きぶりについては指定いたしません。なお、要望書において、覚書に基づいてどのような活動を行うのかを明らかにしてください。また、年限について定めておりませんが、少なくとも助成が終了した後も活動が続いていくことが分かる必要があります。	※R8.1.28更新
4	覚書等を「新たに」締結するというのは、すでに締結しているところは除外されてしまうのか。	既存の覚書の更新（深掘り、拡充等）を除外するものではありませんが、要望書において新規性を説明してください。	※R8.1.28更新
5	文化庁事業との重複申請は可能か。	同一の期間、会場、内容等で実施される活動について、文化庁が行う事業へ重複して応募することはできませんが、重複して採択することはありません。	※R8.1.28更新
6	統括団体と劇場Aが覚書を結ぶ活動で、公演や諸活動を劇場B、劇場Cで行う場合に、劇場Bと劇場Cの団体概要（B-1,B-2）も必要ですか。	劇場Bと劇場Cが劇場Aと同様に統括団体と覚書等を締結する場合には団体概要（B-1,B-2）の記載が必要です。	※R8.2.9更新
7	財団法人からの申請も可能ですか。	募集案内（P.6）の団体要件を満たしていれば財団法人からの申請も可能です。	※R8.2.9更新
8	劇場からの申請の場合で、単独施設からではなく、道府県若しくは地域の複数の市町の連携で複数箇所への事業展開の場合、申請書式B-1（や定款等）の提出は、申請する親館分のみでよいか。 （連携で事業展開する複数箇所の（市町）の劇場分を全ては必要ない）。	覚書等を締結する親館分の申請書式（B-1,B-2）のみで構いません。なお、【3年間の活動計画】等の申請書式Cにおいて、連携館を含む全体の計画を記入してください。	※R8.2.20更新
9	劇場からの申請の場合で、共催者である芸術団体が、公演創造活動の採択実績のない芸術団体と連携して活動を実施する場合は認められますか。	全体の活動のうち、一部の諸活動等を連携して実施することは可能ですが、当該団体と連携することで期待できる効果や目的等を申請書式Cに記入してください。	※R8.2.20更新
10	創造団体と、劇場等の各別団体が、それぞれの申請で創造団体の公演を実施した場合、上限額の8000万円は申請者の同・異に関わらず、結果として同一の創造団体には上限設定額以下の採択しか認められないのか。	8,000万円は、申請団体として助成される上限額です。	※R8.2.20更新
11	要望書のC-3の（公一1～00）は複数の公演を記載するよう見えるが、C-3は同県内で複数の劇場で実施した場合という理解でよいか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20更新
12	「覚書」は基本は劇場・音楽堂と結ぶ必要があるという理解でよいか。県単位の場合は、県や市ということもありうるのか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20更新
13	選定基準における「地域バランスの考慮」とあるが、申請者が複数の地域で申請したほうがベターという理解か。 一地域で重点的に形成事業を実施でも申請上、デメリットではないのか。	申請状況にもよりますので、連携する団体と協議いただき申請の方法はご検討ください。	※R8.2.20更新

14	<p>「活動は当該劇場・音楽堂等が所在する道府県内及び隣接する府県において行うものを助成対象とします。」「創造団体及び統括団体が、その所在する道府県において実施する活動は助成の対象となりません。」となっている。</p> <p>前者は劇場に対する記述であり、後者は創造団体等に対する記述だと理解している。</p> <p>ついては、劇場が申請して、所在する道府県内の創造団体等と連携し、所在地域内でおこなう活動基盤を形成する活動は、事業趣旨からすると対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>創造団体及び統括団体（統括団体から公演等を委託された創造団体含む）が、その所在する道府県において実施する活動は助成の対象となりません。</p> <p>所在する道府県において実施する活動には、道府県内の劇場・音楽堂等での活動を含みます。</p>	※R8.2.20更新
15	<p>団体要件について、「なお、申請団体と覚書を締結する団体についても同様です」と記載されている。劇場を運営する者が申請する場合、提携する芸術団体は必ず創造団体であれば舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）、統括団体であれば舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）ないしは舞台芸術等総合支援事業（全国キャラバン）の採択実績を有していなければならないということか。</p> <p>複数の芸術団体による共催事業であれば、すべての芸術団体に採択実績がなければならないのか。</p>	<p>劇場・音楽堂等と覚書等を締結し、当該劇場・音楽堂等で公演を実施する芸術団体について、舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）ないしは舞台芸術等総合支援事業（全国キャラバン）（※統括団体のみ）の採択実績を求めます。</p>	※R8.2.20更新
16	<p>A県B市にある劇場・音楽堂(B館)と覚書を締結し、諸活動をA県C市にある劇場・音楽堂(C館)で開催予定。</p> <p>C館とは覚書を交わす予定がないが、事業効果をC市に波及させるため、当該諸活動においてC館にも積極的な役割(広報等)を期待しており、C館もそれに応える体制をとる予定。</p> <p>この場合、本諸活動の個別チラシを作成したときに記載する「主催」欄に、当社とA館が入ることは前提として、C館もクレジットして良いか。</p> <p>また、その際のチラシの主催団体表記順(どの団体が左側にクレジットされるか)に決まりはないと考えてよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>	※R8.2.20更新
17	<p>当劇場以外のホールや施設を会場にして活動を行う場合も、主催者は申請団体（つまり当劇場）である必要があると理解している。</p> <p>この場合、会場を提供するホール等が、名義主催者として「主催」に名を連ねることは可能か。</p> <p>もし「主催」に名を連ねることができないならば、どういった位置づけなら参画が可能か（共催、提携、協力など）。</p>	<p>表記に決まりはありません。</p>	※R8.2.20更新
18	<p>6P1.団体要件（2）実演団体の統括団体について、3において、「舞台芸術等総合支援事業ないしは舞台芸術等総合支援事業の採択実績を有すること」とありますが、（一方で、実演芸術の創造団体にも舞台芸術等総合支援事業の採択実績が求められていますが）統括団体に加盟する実演芸術の創造団体の個々には同様の採択実績がなくても（統括団体に実績があるので）、（統括団体を通せば）対象となるとの認識でよいか。</p>	<p>覚書等を締結する劇場・音楽堂等で公演を行う傘下団体には舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）の採択実績を求めます。</p>	※R8.2.20更新
19	<p>覚書等を締結する劇場・音楽堂等と実演芸術創造団体が同一県内に所在しているが申請自体は可能か。</p> <p>公演および地域に文化芸術を根付かせる諸活動の対象について</p> <p>①劇場・音楽堂の所在する地域（市町村）での活動は対象となるか。</p> <p>②劇場・音楽堂の地域での活動として、実演芸術創造団体が所在する市における活動は対象となるか。</p>	<p>同一県内に所在する芸術団体との申請はできません。</p> <p>①については対象となりますが、②については対象となりません。</p>	※R8.2.20更新
20	<p>令和4年度に舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）に採択実績があるが団体要件を満たすか。</p>	<p>満たしません。</p>	※R8.2.20更新
21	<p>舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）、舞台芸術等総合支援事業（学校巡回）の採択実績をもって団体要件を満たすか。</p>	<p>満たしません。</p>	※R8.2.20更新
22	<p>地方公共団体は申請できるか。</p>	<p>募集案内（P7）に記載のとおり要件を全て満たしている場合、申請いただけます。</p>	※R8.2.20更新

23	「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業」に採択されているが、総合支援事業の要望事業に含めない事業（公演）に関しては、地域活動基盤形成支援事業に申請することは可能か。	今年度に限り重複申請を認めています。	※R8.2.20更新
24	3か年計画のうち、令和8年度については公演開催日が確定しているが、令和9年度、10年度についても、日程を確定する必要があるか。「開催月」程度でよいか。	日程については、現在の計画ベースで記載してください。採択後に変更となることは可能性としてあると考えています。	※R8.2.20更新
25	提携先の劇場が、2024年にオープンした新しい劇場です。このような条件でも、提携先劇場とすることに問題ないか。	募集案内（P7）に記載のとおり要件を全て満たしている劇場・音楽堂等であれば提携することができます。	※R8.2.20更新
26	法人化を今後予定している団体又は既存の法人との連携して行うのはありか。	活動の一部で申請団体と連携することは可能ですが、申請団体にはなれません。	※R8.2.20更新
27	芸術団体の定義、スタッフ・キャスト等の高い専門性の定義など教えてください。	本事業で応募要件を満たす芸術団体は募集案内の応募要件（P6.7）を全て満たす法人格を有する団体です。スタッフ・キャスト等の高い専門性は、要望書に記載された実績等で専門委員会で審査されます。	※R8.2.20更新
28	「芸術団体」の定義をお伺いしたい。	本事業で応募要件を満たす芸術団体は募集案内の応募要件（P6.7）を全て満たす法人格を有する団体です。	※R8.2.20更新
29	「実演芸術の創造団体」は、ユニット、制作事務所は対象になるか。「一定数の実演家を擁する」の一定数が何人目安か伺いたい。	募集案内（P6,7）に記載されている団体要件を全て満たす場合は申請いただけます。	※R8.2.20更新
30	申請者である劇場音楽堂の所在地での活動を連携する芸術団体の所在地が同一の場合は、助成対象外となるのか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20更新
31	公演創造活動の採択実績を有する団体による公演を事業の主軸に据えたうえで、国際招聘公演および若手創作公演を「公演事業」として位置づけることは問題ないか。本事業の審査において重視される構成バランスや位置づけについて知りたい。	本事業における「公演」は、覚書等を締結する予定の劇場・音楽堂等で行われる実演芸術の鑑賞を主たる目的とする活動です。（募集案内（P8）） 本事業の審査は募集案内（P17,18）で示した審査の仕組み及び審査基準により行います。	※R8.2.20追加更新
32	①：当館（劇場）が申請主体（申請者）となる申請 ・当館が申請主体として、実演団体A/B/C（各団体は別団体）と連携し、複数案件を申請 ②：実演団体Dが申請主体（申請者）となる申請 ・実演団体D（A/B/Cとは別団体）が申請主体となり、提携先劇場として当館が参画 上記①②の両方で申請してよいか。	問題ありません。	※R8.2.20追加更新
33	芸術団体と劇場との覚書の締結時期について 募集要項に「遅くとも令和10年1月までに締結すること」との記載があるが、申請時点で締結済みである必要はなく、採択後、令和10年1月までに締結すれば要件を満たすとの理解でよいか。 また、申請時点においては、覚書締結に向けた合意書や協議記録等の提出が必要か。	ご認識のとおりです。 なお、申請時に覚書締結に向けた合意書や協議記録等の提出は求めません。	※R8.2.20追加更新
34	覚書のひな型（フォーマット）等が採択後に共有されるのか。 各芸術団体および劇場ごとに協議のうえ、独自に作成する形式となるのか。	覚書等の書式に決まりはありません。覚書等を締結する団体と協議のうえ作成してください。	※R8.2.20追加更新
35	舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）の採択実績を有する団体とは具体的にどこか。	下記のURLを確認してください。 <a href="https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/about/results/">https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/about/results/</a>	※R8.2.20追加更新

36	3社の共同事業体で法人格を有していないが、代表企業は法人格を有している。 この場合申請できるのか。	募集案内（P6,7）の団体要件を満たしている団体が申請いただけます。	※R8.2.20追加更新
37	本事業申請に当たり、実演団体と劇場・音楽堂との「連携」は、具体的な「協定書」や「契約書」等の締結や、これら書類の提出等が必要か。	申請時には提出を求めませんが、令和10年1月までに締結し提出いただけます。	※R8.2.20追加更新
38	同じ県内のいくつかの劇場が連携して、申請することは可能か。 その場合、代表館運営者（または自治体）が申請するというかたちになるのか。	代表館運営者（または自治体）による申請は可能です。	※R8.2.20追加更新

経費			
No	質問	回答	備考
1	エコノミー料金の算定方法に定めはありますか。	使用予定の航空機に係る航空券のエコノミークラスの航空会社の正規割引運賃を上限とします。 なお、燃油特別付加運賃等を含めて計上することができます。	※R8.2.4更新
2	P15の【留意点】に記載のある「自ら支払った経費」は「申請団体が自ら支払った経費」という意味で良いですか。	覚書等を締結する申請団体（「創造団体」、「統括団体」、「劇場・音楽堂等」）が直接支払った経費です。	※R8.2.20（訂正更新）
3	助成対象外経費の説明で「また、企画制作団体である委託先団体、請負先団体から申請団体等への経費の支払いは、助成対象経費であっても計上することはできません。」とあるが、申請団体への経費支払いで認められるケースはありますか。	認められるケースはありません。	※R8.2.4更新
4	出演費の計上について定めはありますか。	出演費については覚書等に基づいた額を計上してください。 なお、覚書等（覚書等に付随する書類を含む。）で定めのない場合は、下記の計算方法を参考にして計上してください。  給与制による出演者・スタッフ人件費の積算方法 【記載できる金額＝年間給与額／就業規則等で定める日数×従事日数】  ※従事日数について、他の公演の業務に従事する場合は、必ず按分してください。 年間給与額は直近の決算額または予算額によるものとします。ただし、その内訳としては基本給与の他、賞与、家族手当、通勤手当、社会保険料や法定福利費（事業主負担分）とし、退職手当引当金や事務的経費（事務職員経費及び会議手当等）、法定外福利厚生費等については含めないものとします。	※R8.2.20更新
5	活動に従事する事務職員が他業務を兼務している場合の人件費の算出方法について教えてください。	人件費については、申請団体、覚書等締結相手先が直接雇用している事務職員に対する支出が対象となり、他業務を兼務している場合は、時間単価での計上となります。 時間単価は、原則として団体の賃金支給規則により算出してください。ただしこれにより難しい場合等は、次のア～ウのいずれかの条件を満たす団体の内部規程等（人件費単価規程など）に基づく算出が認められることがあります。 ア.当該単価規程等が公表されていること イ.他の官公庁で当該単価での受託実績があること ウ.官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること  <時間単価の算出例> (例1（正職員等で人件費単価規程がある場合）) 助成対象団体の受託人件費単価規程等に基づく時間単価を使用 (例2（臨時雇用職員等で人件費単価規程がない場合）) 「年間総支給額＋年間法定福利費」÷「年間理論総労働時間」により算出した時間単価を使用。 「年間法定福利費」は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の事業主負担分とします。 (例3（補助員（アルバイト等）) 契約書等による時間単価を使用 「年間総支給額」には、基本給与の他、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができますが、時間外手当、法定外の福利厚生費（食事手当等）は含めることができません。 「年間理論総労働時間」は、年間営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、それぞれ算出した日数及び時間を乗じて得た時間です。	※R8.2.20更新
6	対象外経費としてレンタカー不可と明記されており、例外は認められないのか。	採択後に採択団体とはヒアリングを予定しており、その際に個別の事情は伺う予定です。	※R8.2.20更新

7	県内でも舞台芸術の鑑賞・参加機会が行き届いていない地域に、この機会に活動を広げたいと考えている。 対象経費のうち「旅費」では、タクシー・バス借上代、レンタカー代、ガソリン代等の計上は認められていませんが、これはいかなる場合でも対象外か。	採択後に採択団体とはヒアリングを予定しており、その際に個別の事情は伺う予定です。	※R8.2.20更新
8	助成対象経費について、芸術実演団体が運営する劇場で公演を行う場合、会場費は助成対象外となるのか。	公演制作団体が自ら設置又は管理する劇場等において事業を実施する場合、その会場使用料（設備使用料含む）は計上できません。 ただし、指定管理者等が設置者である自治体に納付する場合、又は、指定管理に係る委託料が収支差で算定され、かつ、施設使用料が施設使用料収入を管理する口座に振替される場合は計上可能です。	※R8.2.20更新
9	助成対象経費の範囲かつ自己負担金の範囲内で措置と記載されている。自己負担金の額と上限額を比べ、安価な方である上限金が助成要望額とされていると理解しておりますが、助成対象経費を上回っていても問題ないのか。	募集案内（P11）の例①に誤りがありました。この場合、助成金要望額は、ご指摘のとおり7,000万円となります。 ご指摘いただきありがとうございました。	※R8.2.20更新
10	下記の内容につきまして、経費の対象になるか。 ・リハーサル指導のため海外から指導者を招聘する場合の旅費 ・指導者などのリハーサルに伴う宿泊費	計上は可能です。海外から指導者を招聘することで期待できる効果や目的を要望書に具体的に記載してください。	※R8.2.20更新
11	現地での前泊が必要となる可能性がある。宿泊費・宿泊手当の計上は、県内での宿泊であっても、地域別の基準額内であれば認められるか。	認められます。	※R8.2.20更新
12	Q&Aにおきまして、「自ら支払った経費」について「覚書等を締結する団体が直接支払った経費」と記載があるが、仮に当館が申請団体となった場合、創造団体が支払った経費についても助成対象経費になるということか。	申請団体が支払った経費が助成対象経費となります。	※R8.2.20更新
13	今回のように劇団が主体となって申請をする場合、覚書を交わす提携先劇場に払う費用（劇場を管理する財団から当法人への請求書）は対象経費になるか。（劇場費や機材費、管理等の人員費など）	対象経費となります。	※R8.2.20更新
14	対象経費について、上演作品を本拠地で創作する場合の稽古場代は、会場費に計上して良いか。	稽古場代は収支予算書に計上できない経費です。	※R8.2.20更新
15	事業充実・発展を目的として、覚書等を結ぶ芸術団体以外にノウハウを持つ芸術団体に協力していただくこと（ゲスト出演を含む）は問題ない、これにかかる経費も助成対象経費に計上してよいとのこと。 公演へのゲスト出演や部活動指導に一部携わっていただくことを検討しているが、これにかかる経費は出演料・報酬費で計上するのか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20更新
16	1地域において、覚書をかかわす予定の相手先は1劇場ですが、隣接地域の劇場でも公演や諸活動を行う可能性がある場合、収支予算書はどのように作成するのか。	連携する隣接地域の劇場で令和8年度に行う公演（C-4）、諸活動（C-5）毎に記載してください。 C-3はそれらの総表となります。	※R8.2.20更新
17	申請団体の人員費はどのように計上するのか。	申請団体における企画・制作等に直接関わるスタッフ人員費については、助成対象経費の「文芸費／企画制作料」に計上してください。	※R8.2.20更新
18	P4内定通知前に申請者と出演者やスタッフ等が契約済になっている場合、内定後から対象経費として認められるか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20更新

19	<p>公演ないし諸活動において、県外の中核芸術団体(様式Aに記載)と、当該地域の芸術団体とのコラボレーションを計画している。</p> <p>芸術団体が拠点とする道府県での活動については、対象とならないとあるが、この場合は、地域の芸術団体への謝礼(出演料、講師等謝金)への支払いは対象経費となるか。</p> <p>【例】</p> <p>(公演) 県外の中核芸術団体の公演を、〇〇県の〇〇劇場で行う。出演者の一部に、〇〇県の芸術団体のメンバーが出演。</p> <p>(諸活動) 県外の中核芸術団体の公演を、〇〇県の〇〇劇場で行う際、〇〇県の芸術団体のメンバーがアフタートークの司会・または講師を行う場合の、謝金の支払。</p>	<p>公演に関する経費は対象経費とはなりませんが、諸活動については対象経費として計上できます。</p>	<p>※R8.2.20更新</p>
----	---	---	-------------------

助成相談			
No	質問	回答	備考
1	申請にあたり個別に質問する機会がありますか。	2月2日から2月18日の間、Teamsによるオンライン相談を受け付けますので、HPの受付フォーム ( <a href="https://www.vipo.or.jp/project/kibankeisei_r8/">https://www.vipo.or.jp/project/kibankeisei_r8/</a> )よりお申し込みください。 なお、1団体につき30分実施致します。	
2	メールでの問い合わせは、いつまで受け付けますか。	2月20日以降は申請期間となり公平性の観点からお問い合わせ、ご質問を受付できませんので、19日(木)中にメールでご連絡ください。	※R8.2.9更新
3	以下のような場合、4,000万円を助成して頂けるという理解でよいのか。 例：助成対象経費6,000万・助成対象外経費1,000万円→総支出7,000万円の事業 チケット収入3,000万円、その他の収入なし。 助成金額4,000万円	4,000万円を要望できます。	※R8.2.20更新
4	R8年度末をもって指定管理から外れ、(一部事業の実施を除き)管理・運営を別事業者が行う予定。 この場合、当団体を設置・運営者として本事業に申請することは可能か。	申請することはできますが、運営者が変更となった場合でも事業が継続できるよう劇場・音楽堂等の設置者が責任を持って申請してください。	※R8.2.20追加更新
5	「同一の期間、会場、内容等で実施される活動について、文化庁が行う事業へ重複して応募することはできますが、重複して採択しない」旨の記載がある。 当館では、同年度内に他の事業を検討しており、これらを個別に申請し、それぞれ採択を受けることは可能か。 事業A … 劇場・音楽堂等との芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業 事業B … 劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業 事業C … 劇場・音楽堂等機能強化推進事業 上記は「同一の期間や内容」には当たらないが、「同一の申請者(当ホール)が、同一会場で行う催物」である場合、これらも重複とみなされるのか。	重複にあたりません。	※R8.2.20追加更新
6	助成上限額について「各団体の上限が8,000万円まで」との記載がございますが、これは事業期間全体(3年間)の総額ではなく、各年度ごとの上限が8,000万円という認識でよいのか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20追加更新

申請方法			
No	質問	回答	備考
1	申請用フォームで申請したいのですが、送信できません。	申請フォームは、全ての申請書類が添付されていない場合、送信できませんので、今一度、提出書類が揃っているか確認してください。	
2	PDF以外の拡張子データで提出してもよいですか。	本事業は、PDFデータを原本として審査に附しますので、申請するデータは全てPDFデータで申請してください。 また、PDF化する際、文字等が切れていないか必ず確認のうえ申請してください。	
3	募集案内(P.19)「提出書類」のうち、「3. その他の資料」は、申請団体のものだけでよいですか。	提出書類のうち、「3. その他の資料」については、覚書を締結する芸術団体(A-1)、劇場・音楽堂等(B-2)の両方の定款等をPDFにして提出してください。なお、登記簿謄本については写しで構いません。	※R8.2.9更新
4	申請書様式(C-1、6)に「構想、ビジョンを図で表すことも可能です。」とありますが、別紙として作成しても良いか。	様式C-1、及びC-6のエクセルデータの枠内に構想、ビジョン等の図をはめ込んで申請してください。	※R8.2.9更新 要望書を図が入るように修正しました。
5	直営のホール、指定管理施設2施設の3つの施設の運営を行っており、3施設で実施する予定。 この場合、施設概要は3つとも必要と理解してよいか。 また、複数の創造団体と提携する場合、3年間の活動計画は、C-1を3団体ごとに作成するのか。1本にまとめてもよいか。 また、諸活動は、公演団体以外の個人等へ依頼する場合もあるが、C-3以降で記載するのか。	芸術団体と覚書等を締結し公演を実施する施設について施設概要を記載してください。	※R8.2.20更新
6	様式B-1の劇場音楽堂等の財務状況について、指定管理者(2館を運営する公益財団法人)の財務状況ではなく、申請する館の財務状況を記載するのか。 同じく様式B-1の安全管理に関する事項について、(令和6年度実績)と書いてある欄については、令和6年度に実施しているかどうか記載するのか。 3年に1度実施する項目について、令和6年度には実施がないものについては「無」でよいか。	申請する劇場・音楽堂等の財務状況を記載いただいても構いません。 B-1の記載について令和6年度実績を求めている欄はご質問のとおりです。 なお、3年に1度でも実施している場合は、「有」を選択してください。	※R8.2.20更新
7	4館運営している法人であり、中心となる館とその他の3館での実施、更に他のホールでの実施が可能か。	可能です。	※R8.2.20更新
8	例えば複数の芸術団体と協同する場合、重複しなければ、芸術団体と劇場で個別に提出して良いか。	提出いただけます。	※R8.2.20更新
9	複数地域で実施する場合、様式Cは地域毎の活動計画や収支予算を記載すればよいか。(様式Cは劇場毎ではなく、地域毎か) また、域内の複数の劇場で実施する場合は様式Cは一種類でよいか。	様式C-1,2は3年間の取り組みを記載してください。C-3,4,5は令和8年度に予定している公演、諸活動毎に記載してください。	※R8.2.20更新
10	域内の劇場が複数の場合でも、覚書は全て必要か。 また様式Cデータの追加はどのようにするのか。	複数の劇場・音楽堂等と連携する場合、ひとつの劇場・音楽堂等が代表して覚書等を締結することで申請いただくこともできます。 なお、様式Cについては追加できません。	※R8.2.20更新
11	現時点では企業からの協賛等は未定だが、可能性がある旨を要望書の所定の欄に記載が必要か。 未定の場合、申請時は記載せずに採択後あとから追加することは可能か。	可能性がある場合は記載してください。 採択後に追加しても構いません。	※R8.2.20更新
12	B-1の申請様式で、ホールの可動席を記載する箇所があるが、4桁の数字が文字数オーバーで表示されません。	様式を修正し更新しました。	※R8.2.20更新
13	2年目、3年目に当該地域の別の劇場でも企画を実施する場合は、当該年度の申請時にB-1、B-2を新たに追加する形でよいか。	覚書等を締結する予定の劇場・音楽堂等であれば追加してください。	※R8.2.20更新

14	創造団体の概要は劇場・音楽堂等が申請する場合は必須か。	要望書「A-1」、「A-2」の提出は必須です。	※R8.2.20更新
15	公演を実施予定の劇場が複数ある場合、申請者ではない劇場（貸館）についても要望書様式「B-1」および「B-2」も作成する必要があるか。	覚書等の締結団体でなければ、作成する必要はありません。	※R8.2.20更新
16	演奏団体から複数案件の申請は可能でしょうか。	可能です。	※R8.2.20更新
17	複数の劇場・音楽堂を運営する場合、各劇場・音楽堂がそれぞれ別な芸術団体と覚書を結び複数年度の県内における違う地域での事業展開をすることを想定していますが、こうした場合はそれぞれの劇場・音楽堂から異なる事業として申請をすることが可能か。 またその場合「地域の偏在を考慮して採択可能性にむずかしさが生じる」と理解してよろしいか。	申請は可能です。 地域のバランスについては、申請状況により専門委員会において判断されます。	※R8.2.20更新
18	要望書C-6について、【令和9年度以降の計画】の表題の下に「※A4判1枚に収まるように作成してください」、最下部に、「※A4判2枚以内に収まるように作成してください。」と記載があります。どちらが正しいですか。	「※A4判2枚以内に収まるように作成してください。」が正となります。	※R8.2.20更新
19	財務諸表等の「その他資料」について、ホームページ等で公開している劇場・音楽堂等を管理する団体全体の財務諸表等を提出するがよいか。	問題ありません。	※R8.2.20追加更新
20	要望書は事業の対象地域（地域形成地域）ごとに作成とあるが、覚書締結ごとという理解で良いか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20追加更新
21	統括団体と協定を結ぶ場合について 【例】 統括団体A（舞台芸術等総合支援事業（全国キャラバン）採択実績あり） ↓ ・構成団体B（舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）採択実績あり） ・構成団体C（舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）採択実績なし） 上記の団体の場合、以下のどのパターンが対象となりますでしょうか。 パターン1：当財団は統括団体Aと協定を結び、構成団体Bが公演活動等を行う（可・否） パターン2：当財団は統括団体Aと協定を結び、構成団体Cが公演活動等を行う（可・否） パターン3：当財団は構成団体Cと協定を結び、構成団体Cが公演活動等を行う（可・否）	パターン1：可 パターン2：構成団体Cが諸活動を行うことは可 パターン3：否	※R8.2.20追加更新
22	「設置者と運営者が異なる場合は連名により応募してください。」と記載がありますが、具体的にどの部分をどのように記載し、連名で提出したことの担保を取ればよいのか。	要望書様式B-1に記入してください。	※R8.2.20追加更新
23	地域基盤形成支援事業にて、地域の複数の劇場との連携を進めている。様式B-1の財務状況について劇場が「財務状況」を館単独として切り分けが出来ない。 このような場合、どのように財務状況を記すのか。	館の母体となっている団体の財務状況を記載してください。	※R8.2.20追加更新
24	登記簿謄本について、直近何か月以内のもの等の制限はあるか。	ありませんが、最新の情報が掲載されている登記簿謄本を提出してください。	※R8.2.20追加更新

25	A-1で、過去3年間の、批評等、財務状況、舞台芸術等総合支援事業などの採択状況の3項目を記入する欄があるが、この3年分は、いずれも令和5年度、令和6年度、令和7年度の3年間で良いか。 その場合、令和7年度の財務状況については、決算月が3月のため現時点では「見込み」という状態での記載になるがよいか。	令和4年度～6年度の財務状況を記載してください。	※R8.2.20追加更新
26	令和7年度の舞台芸術等総合支援事業の採択事業は、現在実施中で、3月1日まで公演のため、申請のタイミングによっては事業は完了していても、精算や報告は完了していない。 この場合、成果の部分はどのような書き方が適切か。	「実施中」と記載してください。	※R8.2.20追加更新
27	A-1の活動実績の、過去3年分の公演と諸活動を書く欄は、申請団体の主催公演・主催事業のみが対象か。 またはいわゆる買取公演や、地域の文化財団等からの受託事業としておこなったワークショップ等の諸活動なども含まれるのか。	原則として主催公演・主催事業を記載してください。	※R8.2.20追加更新
28	令和8年度は公演は行わず諸活動のみを実施する計画の場合、C-4などの公演情報を書く部分は空欄のままが良いか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20追加更新
29	令和8年度にフェスティバルによる主催で、当劇団の公演をいわゆる買取公演、招聘公演の形で行う。 3年間の計画としては本活動基盤形成のための一環となるものと捉えているが、この買取公演のことは記載しないほうが良いか。	買取公演は対象となりませんが、活動基盤形成の一環として捉えているのであれば、参考として要望書に記載することは問題ありません。	※R8.2.20追加更新
30	【劇場・音楽堂等施設概要】B-1の劇場・音楽堂等の設置者概要で、設置者は〇〇市、運営者が〇〇芸術文化財団の場合、 ・名称、代表者・・・〇〇市、〇〇市長 ・所在地・・・市役所住所 ・施設の今後の目標・計画・・・市として施設の活用方針（もしくは財団として） ・活動実績・・・〇〇財団での活動実績 を記載する形での理解でよいか。	ご認識のとおりです。	※R8.2.20追加更新
31	申請する地域で、同一の演目を複数会場を実施いたします。 R8各公演_個票へは、一つの個票複数会場での公演をまとめて記載で良いか。それとも、会場ごとに分割する必要があるか。	会場ごとに分割してください。	※R8.2.20追加更新
32	要望書様式Bの記載ができない劇場・音楽堂等と連携して申請できるか。	申請いただけません。	※R8.2.20追加更新
33	提出書類のうち、「3. その他資料」については、覚書を締結する芸術団体（A-1）、劇場・音楽堂等（B-2）の両方の定款等をPDFにして提出してください。なお、登記簿謄本については写しで構いません。と書かれている。 現在、教育委員会とお話を進めている地域もあり、定款、登記簿謄本が存在しない自治体の場合どうするのか。	該当の書類がない場合は提出いただく必要はございません。	※R8.2.20追加更新

その他			
No	質問	回答	備考
1	審査結果はいつ公表されますか。	令和8年4月下旬に振興会ホームページ上で公表し、申請団体に採否結果をメールで発出する予定です。	
2	採択決定後の手続きのうち、実績報告書と証憑書類については、募集案内のP.31に「3月に実施した公演については原則、活動が完了した次の日に提出」と記載がある。 今回、3月に実施を検討しているが、会場の舞台設備や暖房など附帯設備については、公演終了後の算定となり、次の日までに全ての書類をご提出することが厳しい。 3月実施の場合は、必ず次の日まで（土曜実施の場合は日曜に提出など）に全ての書類を提出する必要があるのか。 または「原則」とあるので、多少、提出の猶予をいただけるのか。	「原則」ですので3月に活動終了後、必ず次の日までに全ての書類を提出することは求めませんが、提出の目途、見込額等を事前にご相談ください。	※R8.2.20更新
3	募集案内（p.32）に記載のある「シンボルマーク及び助成事業名等の掲載」について令和8年8月に予定している演劇公演のチケット販売の都合上、「交付内定が出る前の段階（4月頃）」で情報解禁および広報物の配布を開始せざるを得ない状況だが、この場合、下記の対応をとることは可能か。 情報解禁時：クレジットを掲載せずに広報を開始。 交付内定後：公式Webサイト等への追記、および以降に増刷・発行する広報物（当日パンフレット等）よりシンボルマーク等を掲載。	提案いただいた対応で問題ありません。	※R8.2.20追加更新